

幼児教育・保育の無償化に伴う認定手続きについて

新宿区在住の幼稚園新入園児保護者の方が、幼児教育・保育の無償化の対象となるための手続きについて、下記のとおりご案内させていただきます。

手続きに漏れないように内容のご確認をお願いします。

記

1 幼児教育・保育の無償化の概要について

(1) 保育料の無償化について

世帯の所得にかかわらず、幼稚園の保育料は無償化されています。

(2) 幼稚園の預かり保育料等の無償化について

保護者の就労などにより「保育の必要性の認定」を受けたお子さんについては、幼稚園の預かり保育等の利用料が月額 1 万 1,300 円、日額 450 円を上限に無償化されます。

※満3歳児クラスの場合は月額 1 万 6,300 円、日額 450 円を上限に無償化されます。

※保育の必要性の認定要件は、次頁の表で確認してください。

2 手続きについて

(1) 保育料の無償化のみ希望する場合

⇒手続きは不要です。

(2) 保育料に加え、幼稚園の預かり保育等の無償化も希望する場合

原則電子申請 入園決定後、次の手続きを速やかに行ってください。

・年少～年長クラスに通園（予定）の場合



⇒施設等利用給付認定の2号認定を申請＋保育の必要性を確認できる書類を提出

※遡及認定不可のため、必ず無償化を希望する日以前にご申請ください。

・満3歳児クラスに通園（予定）の場合

⇒保育の必要性の確認申請＋保育の必要性を確認できる書類を提出

※ただし、住民税非課税世帯の場合は、施設等利用給付認定の3号認定を申請＋保育の必要性を確認できる書類の提出となります。

施設等利用給付認定の申請 (2号・3号認定)	保育の必要性の確認申請
 <URL> https://logoform.jp/form/kubz/744125	 <URL> https://logoform.jp/form/kubz/784039

保育を必要とする事由（保育の必要性）と認定期間

保育を必要とする事由は、認定申請時に提出された就労証明書や診断書（区様式）等により審査し、認定します。

保育を必要とする事由	施設等利用給付認定期間
就労（月48時間以上の労働）	最長で就学前まで
妊娠または出産	出産月を中心に前後2か月
疾病または心身障害	療養を必要としなくなるまで
同居親族の介護等	介護を必要としなくなるまで
災害復旧活動	必要な期間
求職活動（起業準備含む）	3か月以内
通学または職業訓練※	就学期間中
その他、区が特別に認める場合	必要な期間

※学校教育法に定める学校に通学、職業訓練施設に通所、就労に必要な技能習得のため専修学校等に通学している場合に限りです。

保育の必要性を確認できる書類

※父・母分それぞれ提出(ひとり親世帯の場合は一人分)

保護者の状況により、『保育の必要性』を確認するために必要となる書類が異なります。

保護者の状況	必要書類
(1)雇用されている場合 (親族経営の場合は(2))	①「就労証明書」(区様式) ◇勤務先に記載を依頼してください。 ◇交代(シフト)制勤務の場合は直近2か月分の勤務(シフト)表の写しを添付 ◇就労内定の場合、就労開始後に、1か月分以上の実績がわかる書類(給与明細の写し等)の提出が必要です。
(2)役員、自営業主(フリーランス含む)、自営業専従者、家族従業員の場合	①「就労証明書」(区様式) ②「資格を示す書類(開業届、履歴事項全部証明書、営業許可証等の写し等)」 ③「仕事の内容、仕事量がわかる書類(パンフレット、会社ホームページ、受注表、契約書、請求書の写し等)」 ④「仕事の実績がわかる書類(源泉徴収票や就労者の確定申告書(控)の写し等)」
(3)求職活動中である場合(起業準備を含む)	①「求職活動に関する申告書」 ②「求職活動の状況が分かる書類(ハローワークカードの写し等)」
(4) 出産前後の場合	①「母子健康手帳(表紙と出産予定日のページ)の写し」
(5)病気や心身に障害がある場合	①「診断書(保護者用)」(区様式) ②「身体障害者手帳」、「愛の手帳」、「精神障害者福祉手帳」、「通所の状況を確認できる書類」等の写し ◇保育を必要とする状況を証明するもの
(6)同居親族の介護(付き添い)の場合	①「診断書(介護要件用)」(区様式) ②「介護に関する申告書」(区様式) ③「介護の必要な状況がわかる書類(介護保険被保険者証、ケアプラン等の写し)」 ◇介護の理由が心身障害の場合は、「身体障害者手帳」や「愛の手帳」の写しもご提出ください。
(7) 就学の場合	①「在学証明書」②「時間割表(カリキュラム表)」③「学校のパンフレット等」

※育児休業取得中の場合は、幼稚園に通う園児について「保育の必要性」の認定は受けられません。

状況により必要となる書類

ひとり親世帯の場合	「ひとり親世帯の状況申告書(教育・保育、施設等利用給付認定申請用)」 ◇離婚前提の別居等をされている方もご提出ください。
-----------	---

※保育の必要性を確認できる書類、状況により必要となる書類は新宿区ホームページからもダウンロードできます。事情により電子申請が難しい場合は、紙様式で下記【問い合わせ先】までご提出ください。

3 新宿区の幼児教育・保育の無償化等の制度説明について

(1) 幼稚園の保育料

世帯の所得にかかわらず、幼稚園の保育料は無償化されています。

(2) 預かり保育等の利用料に対する補助について

保護者の就労などにより「保育の必要性の認定」を受けたお子さんについては、お通いの幼稚園の預かり保育の利用料に対し月額 1 万 1,300 円、日額 450 円を上限に補助します。

また、お通いの幼稚園で預かり保育の提供時間が少ない場合（平日の預かり保育の提供時間が教育時間を含め 8 時間未満または年間提供日数が 200 日未満）は、**保育所等の一時預かり事業や、お通いの幼稚園以外の認可外保育施設等を利用した際の利用料も補助対象になります。ただし、利用した施設が無償化の対象にならない場合もございますので、あらかじめ無償化補助対象となるか、各施設に確認してください。**この場合の補助金額は、月額上限の 1 万 1,300 円（満 3 歳児クラスは 1 万 6,300 円）から幼稚園の預かり保育利用料を差し引いた額になります。

【参考：預かり保育等の利用料に対する補助金額の算出について】

①お通いの幼稚園の預かり保育のみ利用する場合

月ごとに以下のアとイを比較し、低い方の金額が補助金額となります。

ア 幼稚園の預かり保育の利用料として支払った総額→9,000 円

イ 幼稚園の預かり保育を利用した日数×450 円→（例）15 日×450 円=6,750 円
⇒補助金額 6,750 円

②お通いの幼稚園以外に一時預かり等を利用した場合

上記アとイの比較後、さらに以下のウとエを比較し、低い方の金額が補助金額となります。

ウ 月額上限の 1 万 1,300 円から幼稚園の預かり保育補助金を差し引いた額→4,550 円

エ 幼稚園以外の一時的預かり等の利用料として支払った総額→3,000 円
⇒補助金額 3,000 円
⇒補助金総額 6,750 円+3,000 円=9,750 円

(3) 補助金の支給までの流れ

①保育料及び預かり保育料について、いったん保護者の方から各幼稚園に支払い。

②お通いの幼稚園から補助金申請に関する手紙を受け取り、新宿区に申請する。

※手紙の配布時期：毎年 7 月頃

③補助金申請後、区から保護者指定の口座へ、年に 3 回に分けて補助金支給。

	第 1 期(4 月～8 月分)	第 2 期(9 月～12 月分)	第 3 期(1 月～3 月分)
入金時期	10 月末頃	2 月末頃	5 月末頃

【問い合わせ先】新宿区教育委員会事務局学校運営課幼稚園係（区役所第一分庁舎 4 階 2 番窓口）

電話 03-5273-3103（直通） FAX03-5273-3580